

県南広域振興局長告示第113号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年10月12日

県南広域振興局長 細川倫史

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350600086	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」北上校	北上市幸町2番37号幸町貸事務所2階	株式会社クラ・ゼミ	平成30年10月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350600086	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」北上校	北上市幸町2番37号幸町貸事務所2階	株式会社クラ・ゼミ	平成30年10月1日